CC1-5421

酒税

酒類の製造・移出等承認申請書

2通提出

収受印

整理番号	※

令和　年　月　日 税務署長　殿	申請者	(住所) 〒　－	(電話) 局 番
		(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)	
		(法人番号) 税務署提出用２通のうち１通のみに記載してください。 個人の方は、個人番号の記載は不要です。	

下記事項について承認を受けたいので、酒税法施行令第56条第４項の規定により申請します。

記

申請事項 (根基条文)	
行為場所の 所在地及び名称	
申請理由	
行為年月日 又は行為期間	
承認を受けようとする製造・移出等の具体的内容又は範囲	

※　　第　　号

令和　年　月　日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

酒税法第50条第１項の規定により上記の申請のとおり承認します。

※ 税務署処理欄	番号確認		入力年月日		担当者	

酒類の製造・移出等承認申請書（CC1-5421）の記載要領

1　この申請書は、酒税法第50条《承認を受ける義務》の規定による承認を受けようとする場合に、２通提出してください。

2　実際に製造・移出等を行おうとする行為別に申請する場合には、製造・移出等の予定年月日及び表１に基づいて承認を受けようとする製造・移出等の具体的内容を記載してください。

なお、承認を受けようとする製造方法の詳細を申告している場合の具体的内容の記載は、次の例示のとおりとしても差し支えありません。

（例）　製造方法の詳細は、令和〇年〇月〇日付で酒税法施行令第53条第３項により申告したとおりである。

3　法令解釈通達第２編第50条第１項関係の１《承認の取扱い》による申請を行う場合には、製造・移出等を行おうとする行為期間（最長１年）及び行おうとする行為ごとに表２により承認を受けようとする範囲を記載してください。

4　※印欄は記載しないでください。

表１

申請事項 （根基条文）	製造・移出等の具体的内容
①　酒税法第３条第７号ロに規定する清酒を製造すること。 （酒税法第50条第１項第１号）	承認を受けて製造しようとする清酒の製造見込数量及び原料白米に対するアルコールの使用数量 （注）　法令解釈通達第２編第50条第１項関係の２〈法第３条第７号ロに規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い〉の(2)による清酒の製造方法の承認基準の特例を行うことを予定している場合には、あらかじめ国税局鑑定官室（沖縄国税事務所鑑定官）にご相談ください。
②　清酒にアルコール又は焼酎を加えること。 （酒税法第50条第１項第２号）	1　清酒及び混和するアルコール又は焼酎の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 2　混和後の酒類の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 3　混和後の酒類のアルコール分に対する混和アルコール又は焼酎のアルコール分の総量の比率
③　ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供すること。 （酒税法第50条第１項第４号）	承認を受けて製造しようとする酒類の製造見込数量、移出する際の着色度及び品目等の表示方法
④　砂糖等を加えた焼酎にアルコール又は砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和すること。 （酒税法施行令第 56 条第２項第１号）	1　砂糖等を加えた焼酎の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 2　混和するアルコール又は焼酎の容器別の、木製の容器に貯蔵した期間、数量、アルコール分及びアルコール分の総量 3　混和後の酒類の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量
⑤　連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和すること（砂糖等を加えた焼酎に砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和する場合を除く。）。 （酒税法施行規則第16条第１号）	1　連続式蒸留焼酎並びに単式蒸留焼酎の容器別の数量、アルコール分及びアルコール分の総量 2　混和後の焼酎のアルコール分の総量に対する連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎のアルコール分の総量の比率
⑥　ウイスキーとブランデーを混和すること。 （酒税法施行規則第16条第２号）	1　ウイスキー並びにブランデーの容器別の数量、アルコール分及びアルコール分の総量 2　混和後の酒類のアルコール分の総量に対するウイスキー及びブランデーのアルコール分の総量の比率
⑦　税率の適用区分の異なる発泡	1　混和前のそれぞれの発泡酒の税率の適用区分及び容器別の数量

申　請　事　項 （根　基　条　文）	製造・移出等の具体的内容
酒を混和すること。 （酒税法施行規則第16条第３号）	２　混和後の発泡酒についての税率の適用区分及び容器別の数量
⑧　酒類に不可飲処置を施すこと。 （酒税法第50条第１項第６号）	１　酒類の品目別、容器別の数量、アルコール分及びエキス分 ２　不可飲処置の方法の詳細（混和物品の品名、規格、数量等）
⑨　砂糖等を加えた焼酎を製造すること。 （酒税法施行令第56条第３項）	承認を受けて製造しようとする酒類の製造見込数量
⑩　木製の容器に貯蔵したアルコール又は焼酎等を移出すること。 （酒税法施行令第56条第３項）	１　木製の容器に貯蔵したアルコール又は焼酎の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 ２　木製の容器に貯蔵した期間 ３　移出する際の着色度 ４　品目等の表示
⑪　ウイスキー及びブランデー類似スピリッツを製造すること。 （酒税法施行規則第17条第１号）	承認を受けて製造しようとする酒類の製造見込数量、移出する際の着色度及び品目等の表示方法等
⑫　砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵すること。 （酒税法施行規則第17条第２号）	１　貯蔵しようとする砂糖等を加えた焼酎の製造年月日及び製造方法 ２　貯蔵しようとする数量、期間及び場所

表２

申　請　事　項 （根　基　条　文）	承認を受けようとする範囲
①　法第３条第７号ロに規定する清酒を製造すること。 （酒税法第50条第１項第１号）	平成11年６月25日付課酒１－36ほか４課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第２編第50条第１項関係の２〈法第３条第７号ロに規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い〉の(1)に定める承認基準の範囲内の製造とする。 （注）　法令解釈通達第２編第50条第１項関係の２の(1)のイにおける、アルコール使用限度数量のあん分計算を希望する場合には、あらかじめ税務署にご相談ください。
②　ウイスキー原酒又はブランデー原酒をスピリッツの製造の原料に供すること。 （酒税法第50条第１項第４号）	平成11年６月25日付課酒１－36ほか４課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第２編第50条第１項関係の７〈ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い〉に定める承認基準の範囲内とする。
③　酒類に不可飲処置を施すこと。 （酒税法第50条第１項第６号）	平成11年６月25日付課酒１－36ほか４課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第２編第50条第１項関係の11〈酒類に不可飲処置を施す場合の承認の取扱い〉に定める承認基準の範囲内とする。
④　砂糖等を加えた焼酎にアルコール又は砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和すること。 （酒税法施行令第56条第２項第１号）	１　混和後のもののアルコール分が26度未満であり、混和するアルコール又は焼酎（木製の容器に貯蔵したものと木製の容器に貯蔵しないものの双方を含む。）が木製の容器に貯蔵した期間が１年未満のもの。 ２　砂糖等を加えた連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎にそれ以外の連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎を混和する場合は、平成11年６月25日付課酒１－36ほか４課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第２編第50条第１項関係の８〈連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和する場合の承認の取扱い〉の範囲内（アルコール度数に関する規定を除く。）とする。

申　請　事　項 （根　基　条　文）	承認を受けようとする範囲
⑤　連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和すること（砂糖等を加えた焼酎に砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和する場合を除く。）。 （酒税法施行規則第16条第１号）	１　連続式蒸留焼酎の製造免許を受けている製造場（単式蒸留焼酎の製造免許を併せ受けている製造場を除く。）の場合 　混和後の焼酎のアルコール分が36度未満のもので、かつ、連続式蒸留焼酎のアルコール分の総量が混和後の焼酎のアルコール分の総量の100分の50を超えるものとする。 ２　単式蒸留焼酎の製造免許を受けている製造場（連続式蒸留焼酎の製造免許を併せ受けている製造場を除く。）の場合 　混和後の焼酎のアルコール分が36度未満のもので、かつ、単式蒸留焼酎のアルコール分の総量が混和後の焼酎のアルコール分の総量の100分の50を超えるものとする。 ３　連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎の製造免許を併せ受けている製造場の場合 　混和後の焼酎のアルコール分が36度未満のものとする。
⑥　砂糖等を加えた焼酎を製造すること。 （酒税法施行令第56条第３項）	木製の容器に貯蔵した焼酎等又は合成着色料を原料とする場合、製造後の着色度が平成11年６月25日付課酒１－36ほか４課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第２編第50条第１項関係の13〈木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い〉の承認基準に規定する範囲内とする。
⑦　木製の容器に貯蔵したアルコール又は焼酎等を移出すること。 （酒税法施行令第56条第３項）	平成11年６月25日付課酒１－36ほか４課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第２編第50条第１項関係の13〈木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い〉の承認基準に規定する範囲内とする。
⑧　ウイスキー及びブランデー類似スピリッツを製造すること。 （酒税法施行規則第17条第１号）	平成11年６月25日付課酒１－36ほか４課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第２編第50条第１項関係の14〈ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを製造する場合の承認の取扱い〉に定める承認事項の範囲内とする。
⑨　砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵すること。 （酒税法施行規則第17条第２号）	１　砂糖等を加えた焼酎が、木製の容器に貯蔵したことのないものである場合は、貯蔵期間は１年未満とする。 ２　砂糖等を加えた焼酎が、木製の容器に貯蔵したことのあるものである場合は、当該貯蔵期間と申請に係る貯蔵期間とを通算して１年未満とする。 ３　木製の容器に貯蔵したことのあるアルコール等を原料として砂糖等を加えた焼酎又は木製の容器に貯蔵したことのあるアルコール等を混和した砂糖等を加えた焼酎である場合は、当該アルコール等を木製の容器に貯蔵した期間も通算し、当該通算した貯蔵期間が１年未満である場合とする。